

特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町3番1号神奈川県立スポーツ会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、レクリエーション活動の普及振興を図り、県民の健康で明るい豊かな生活の形成と、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) こどもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) レクリエーション活動の普及・奨励
- (2) レクリエーションに関する大会等の開催
- (3) レクリエーションに関する指導者の養成研修・資格検定・登録
- (4) レクリエーションに関する未組織市町村の育成・強化活動
- (5) レクリエーションに関する調査・研究・啓発・宣伝活動
- (6) レクリエーションに関する関係諸団体との連絡・調整・協力
- (7) レクリエーション活動をとおしての青少年の健全育成活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
 - (2) 日レク公認指導者会員
 - (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、年会費を納入した団体及び個人
 - (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった個人で、総会において承認された者
- 2 日レク公認指導者（財団法人日本レクリエーション協会公認指導者としてこの法人に、入会した個人）

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、理事会は正当な理由がなければ入会を認めるものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号いずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 禁治産者又は準禁治産者になったとき。
- (3) 死亡し、失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 継続して会費の納入を2年以上怠ったとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、会長に退会届けを提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、総会において出席者の3分の2以上の議決により除名することができる。ただし、その会員に対し議決前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 20人以上30人以下

(2) 監事 2人

2 理事のうち、会長1人、副会長3人以内、理事長1人、副理事長1人又は2人とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会でこれを選任し、会長、副会長、理事長、副理事長は理事の互選とする。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、予め定められた順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、理事会の議決に基づき通常の会務を掌理し、会長および副会長に事故ある時はその職務を代理し、またその職務を行う。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、予め定められた順序によりその職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(兼務の禁止)

第16条 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が、役員としてふさわしくない行為をしたときは、総会において出席者の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問及び参与)

第19条 この法人に顧問・相談役および参与をおくことができる。

2 顧問・相談役および参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問・相談役および参与は、会長の求めにより意見を述べるることができる。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって、理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算に関する事項

- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

第23条 理事会は、この定款で定めるもののほかに、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認め招集の請求をしたとき、又は正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき、若しくは、監事から第15条第6項第4号の規定により招集の請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたととき、又は理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、若しくは、監事から第15条第6項第5号の規定により招集の請求があったとき開催する。

(招集)

第25条 会議は、前条第2項に規定する監事が招集する場合を除き会長が招集する。

2 会長は、前条第2項に規定する理事会又は正会員からの招集の請求があったときは、その日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、前条第3項に規定する理事又は監事からの招集の請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

4 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項及び場所日時を記載した書面をもって、少なくとも7日前に通知する。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員、理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。また、総会においては他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定及び次条の適用については会議に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 正会員または理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数、又は理事の氏名(書面表決および委任者を含む)
- (4) 議事の経過の概要とその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関すること

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(委員会の設置)

第31条 この法人の事業の円滑な運営を期するため、理事会の議決を経て、委員会をおくことができる。

2 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 委員会では、理事会から提起された事項について協議し、その結果を理事会に報告する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、会長が管理し、管理方法は理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第35条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、総会の議決により定めなければならない。

2 事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第37条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第38条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人ホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第42条 この法人事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局には、事務局長及び職員(臨時も含む)若干名を置くことができる。

3 事務局長は、理事をもって充てることができる。

4 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会の承認を得て別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第 43 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 鴻池宗男
副会長 篠崎明弘
同(兼)理事長 池端正直
副理事長 若木一美
同 岸 正晴
理事 相川 健
同 平川 榮吉
同 高木 和男
同 倉橋 則康
同 井上 桂
同 金谷喜久雄
同 三瓶ミネ子
同 五島恵津子
同 飛田なか子
同 高橋慎市
同 行田恭子
同 藤野和子
同 宮崎恵美子
同 湯山 臣
同 田村勝家
同 坂野公信
同 波多野良子
同 三枝忠一
同 佐藤誠治
同 難波一尚
同 鈴木英信
同 石原重信
同 松本正義
同 齋藤正三
監事 鈴木 司
同 大宅公大

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正 会 員 団体会員 年額 10,000 円
個人会員 年額 5,000 円
 - (2) 日レク公認指導者会員 年額 2,000 円
 - (3) 賛助会員 団体会員 年額 10,000 円
個人会員 年額 3,000 円
 - (4) 名誉会員 徴収しないものとする。

付 則

- 7 この定款は、平成 29 年 5 月 27 日から施行する。